

# 原子力災害からの復興 及び生活再建等に向けた 取組について

平成25年8月1日  
復興庁

# 避難指示区域の見直し

○ 以下の市町村において、避難指示区域の見直しを順次行い、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を設定。

- ・川内村及び田村市 (H24.4.1実施)
- ・南相馬市 (H24.4.16実施)
- ・飯舘村 (H24.7.17実施)
- ・楢葉町 (H24.8.10実施)
- ・大熊町 (H24.12.10実施)
- ・葛尾村 (H25.3.22実施)
- ・富岡町 (H25.3.25実施)
- ・浪江町 (H25.4.1実施)
- ・双葉町 (H25.5.28実施)
- ・川俣町 (H25.7.29町の方針決定)

## 避難指示解除準備区域:

年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実にあることが確認された地域

## 居住制限区域:

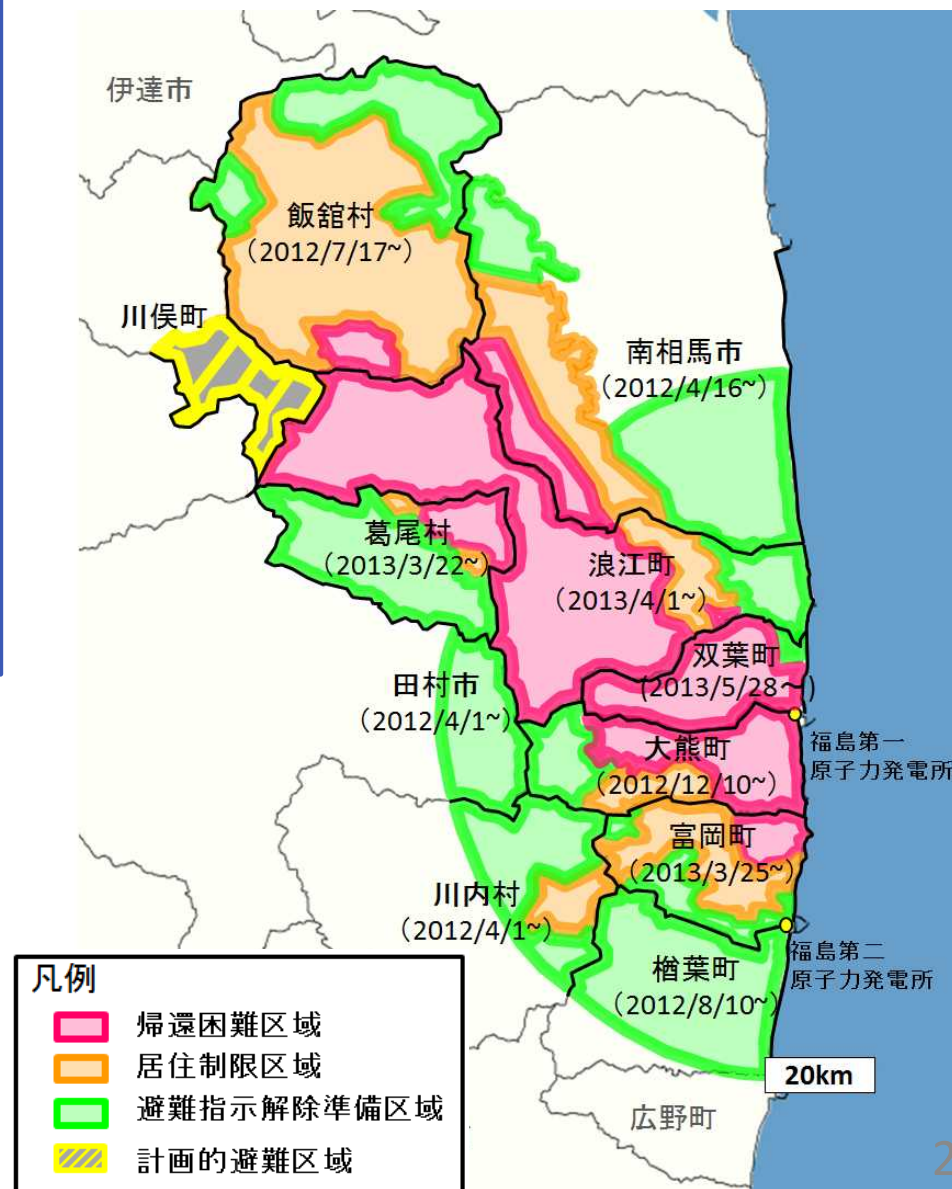
年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域

## 帰還困難区域:

事故後6年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、平成24年3月時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域

## 避難指示区域の現状

平成25年8月1日時点



## 避難指示区域等からの避難者数 ※1、※2 **約10.6万人**

※1 平成22年国勢調査及び各市町村からの聞き取りを基に、  
原子力被災者生活支援チームで集計(平成25年7月11日時点)

※2 旧緊急時避難準備区域からの避難者も含む

・避難指示解除準備区域	約3.3万人
・居住制限区域	約2.5万人
・帰還困難区域	約2.5万人

・計画的避難区域	約0.1万人
・旧緊急時避難準備区域	約2.2万人

## 福島県全体の避難者数

(避難指示区域等からの避難者も含む)

## 約15.0万人

出典:福島県発表「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第973報)」  
(平成25年6月25日)

### (1) 福島県内への避難者数 ※3

※3 親類宅等へ避難した避難者は含まれていない

## 約9.6万人

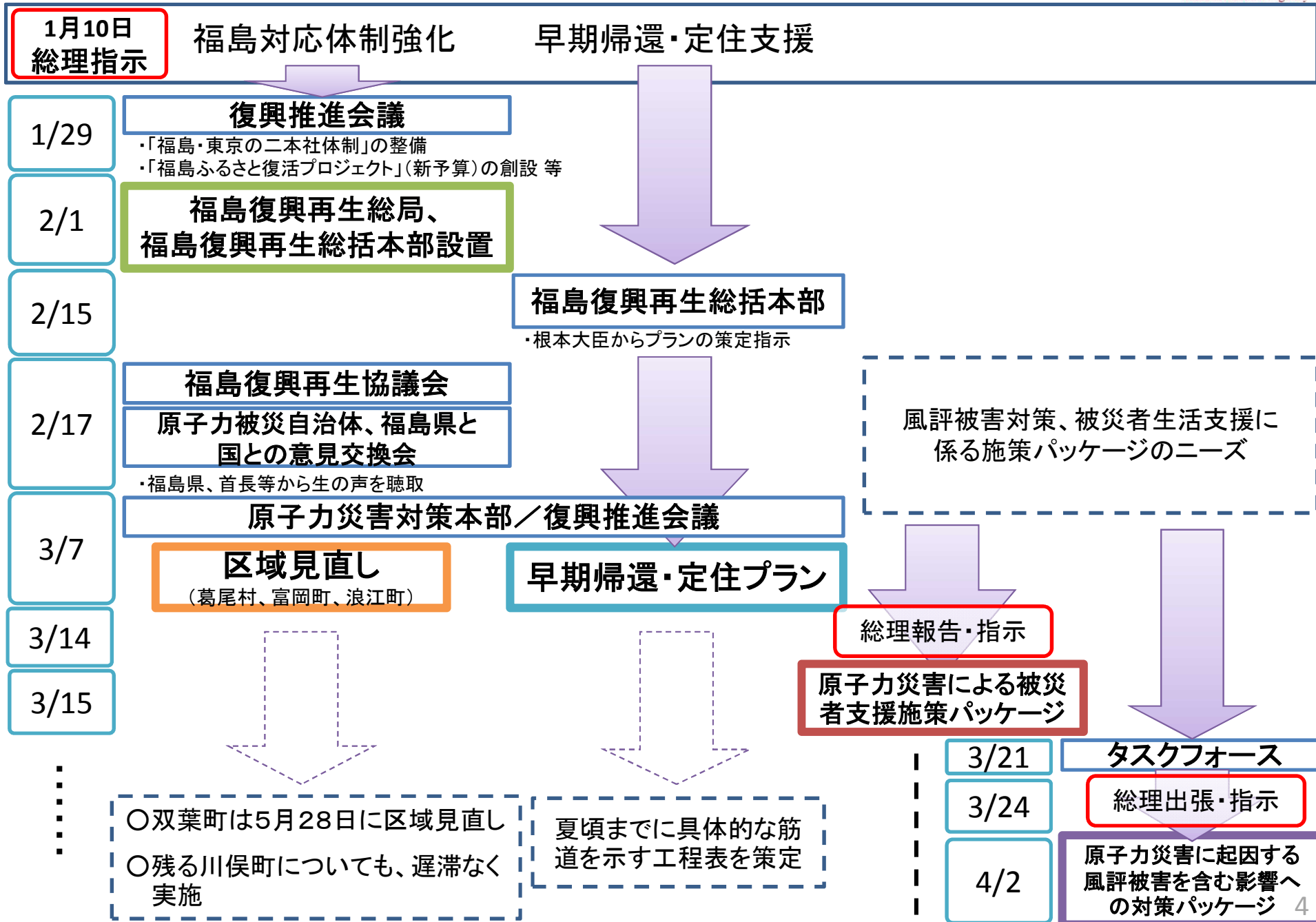
仮設住宅(民間借上げを含む)	約9.2万人
雇用促進住宅等	約0.4万人

### (2) 福島県外への避難者数

## 約5.4万人

山形県	約8.5千人
東京都	約7.3千人
新潟県	約5.0千人
埼玉県	約3.3千人
茨城県	約3.9千人
等	3

# 総理指示を受けた福島復興再生への取組状況



# 福島対応体制の強化について

復興庁の司令塔機能を強化しつつ、復興大臣トップの、いわゆる『福島・東京2本社体制』とする。

## 福島

### 1. 「福島復興再生総局」を設置(2月1日)

- ① 復興大臣をトップとする現地関係政務の体制を整備。
- ② その下に、事務局として、内閣官房参与のほか、復興庁事務次官、環境省、経産省の現地トップ等を配置。
- ③ 除染をはじめ、体制を一元化することにより、復興大臣自ら機動的に統括・指揮し、現地で即断即決。

### 2. 本庁幹部職員等の福島常駐

内閣官房参与、次官、統括官等トップクラスによる福島常駐。

### 3. 現地組織の一体運用

福島復興局に、環境再生事務所及び原子力災害現地対策本部の関係職員を集め、復興局に駐在。

### 福島復興再生総局

総局長 根本 復興大臣(福島原発事故再生総括担当大臣)  
【構成員】 浜田 復興副大臣  
          亀岡 復興大臣政務官  
          赤羽 原子力災害現地対策本部長(経済産業副大臣)  
          井上 環境副大臣

### 事務局

内閣官房参与(事務局長)  
復興庁事務次官  
復興庁統括官、福島復興局長  
原子力災害現地対策本部副本部長(経済産業省)  
福島環境再生事務所長(環境省) 等

福島復興局

福島環境  
再生事務所  
(除染、廃棄物対策)

原子力災害  
現地対策本部  
(区域運用、見直し等)

## 東京

### 1. 「福島復興再生総括本部」を設置(2月1日)

- ① 復興大臣直轄により政府中枢機能を強化。
- ② 大臣が、関係省庁の局長クラスを直接指揮。

### 2. 福島対応体制の強化

- ① 福島担当統括官の新設
- ② 内閣府原子力被災者生活支援チーム(避難指示区域の運用・見直しを担当)を復興庁内に移し、福島対応体制を強化。

### 福島復興再生総括本部

本部長 根本 復興大臣(福島原発事故再生総括担当大臣)

関係省庁(局長クラス)

復興庁、警察庁、内閣府原子力被災者生活支援チーム  
消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省  
経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁 等



（平成24年度補正・平成25年度予算）

## 1. 帰還加速・区域の荒廃抑制

**地域の希望復活応援事業**  
 （原災避難区域等帰還・再生加速事業）  
**【48億円】**（24年度補正（新規）：208億円）

**【事業概要】**

被災12市町村における避難解除区域の住民帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を、国の費用負担により実施。

**【対象区域】**

原子力被災12市町村

**【対象事業】**

- ① 避難解除区域への帰還加速のための取組
  - （喪失した生活基盤施設の代替・補完  
住民の安全安心確保  
地域コミュニティ機能の維持・確保 等）
- ② 直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全
  - （荒廃抑制・保全対策・  
住民の一時帰宅支援 等）

## 2. 長期避難者の生活拠点形成

**コミュニティ復活交付金**  
 （長期避難者生活拠点形成交付金）  
**【503億円（新規）】**

**【事業概要】**

災害公営住宅（＝復興公営住宅）の整備を中心に、避難者を受け入れている自治体の基盤整備等を推進するとともに、コミュニティの維持などの避難者支援のためのソフト対策を一体的に実施することにより、長期避難者のための生活拠点の形成を促進。

**【対象地域】**

長期避難者を受け入れている市町村

**【対象事業】**

- ・災害公営住宅整備（補助率7/8）
- ・道路改良、学校施設整備等  
（復興交付金同等の補助率）
- ・上記事業と一体となって効果を増大させるソフト施策（地域住民との交流事業、スクールバス運行等）

## 3. 定住促進

**子ども元気復活交付金**  
 （福島定住等緊急支援交付金）  
**【100億円（新規）】**

**【事業概要】**

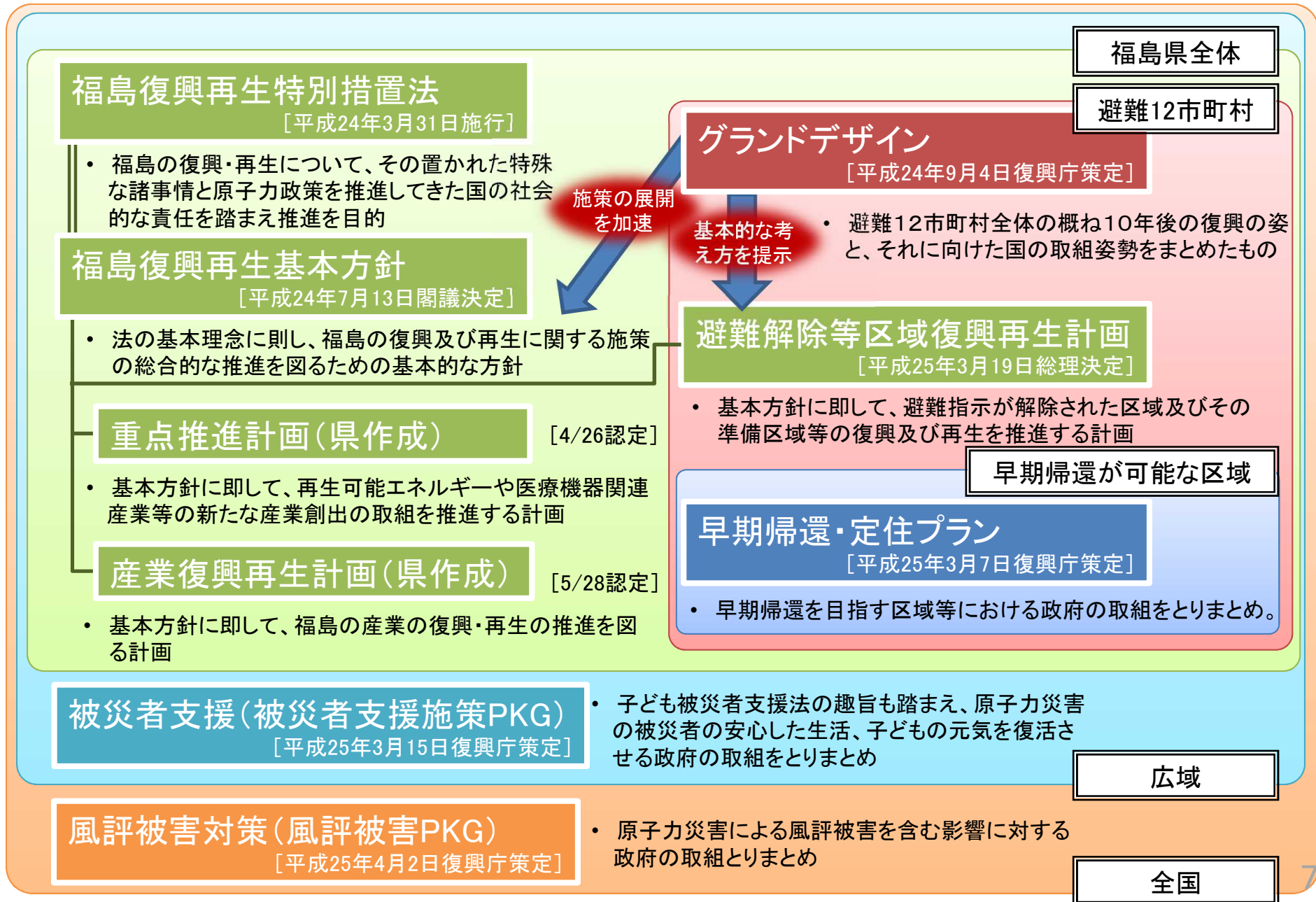
公的な賃貸住宅の整備や子どもの運動機会の確保のための施設整備の早急な実施を支援することにより、子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域の復興・再生を促進。

**【対象地域】**

原発事故により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域

**【対象事業】**

- ・公的な賃貸住宅整備費助成  
（補助率2/3） 等
- ・遊具の更新、地域スポーツ施設、水泳プール等の整備（補助率1/2） 等
- ・上記事業と一体となって効果を増大させるソフト施策  
（公的賃貸住宅の駐車場整備 等）



福島復興再生特別措置法

（平成24年3月31日公布・施行）

福島復興再生基本方針

（平成24年7月13日閣議決定）

<基本方針は即して作成>

避難解除等区域復興再生計画 <福島県の申出を受けて、内閣総理大臣が決定>

■本計画の意義

- ①避難解除等区域の復興・再生や帰還促進のための取組について具体化、国・自治体の役割を明確化・共有
- ②市町村住民の帰還や産業立地等に当たっての判断材料を提供

■本計画の対象区域

- 避難解除区域 ○避難指示解除準備区域 ○将来的な住民の帰還を目指す区域(警戒区域、帰還困難区域等)

■作成のポイント

- 全体を3部構成とする。
- 第1部については、福島復興再生基本方針やランドデザインを踏まえ、復興・再生のための中長期的取組の方針を示すとともに、実現するための具体的取組内容を記載する。
- 第2部については、特に広域的な地域整備として、インフラに加え、医療、拠点施設等の取組を記載する。
- 第3部については、市町村ごとの計画※を作成し、市町村の復興計画等を踏まえた将来像や分野別の具体的取組を記載する。  
【今後、国、県、市町村による連携体制（3人4脚）により更に取組の具体化を進める。】

※今回は、今後インフラ工程表の作成等と併せて策定する大熊町、双葉町を除く10市町村について策定





# 早期帰還・定住プラン

(平成25年3月7日公表)

○国は避難指示解除を待つことなく、前面に立って以下の施策を速やかに実行に移す。  
○これにより、今後1、2年で帰還を目指すことが可能となる区域等において、避難住民の早期帰還・定住を実現する。



## <プランの内容>

### ①生活環境の整備

- ・医療・福祉体制の確保
- ・商業施設の再開
- ・その他、地元ニーズに対応したきめ細やかな対応（避難住民の再会、コミュニティバス運行等）

### ②産業振興・雇用の確保

- ・立地補助金や税制優遇措置による企業の誘致・再開
- ・廃炉等の研究開発拠点の整備 等

### ③農林水産業の再開

- ・復旧を迅速に進めるための技術職員の派遣
- ・営農再開に向けた農地の保全管理の取組 等

### ①インフラの早期復旧

- ・工程表に基づく復旧／福島特措法の改正 等

### ②災害廃棄物等の処理の着実な実施

- ・避難指示解除準備区域を優先的に実施 等

### ③除染・中間貯蔵施設の着実な進展

- ・除染の着実な実施／除染と復興関連目的の同時達成に向けた取組／中間貯蔵施設についての丁寧な説明 等

### ④安全・安心に向けた取組

- ・福島第一の安全性確保／廃炉の確実な実施／リスクコミュニケーション／きめ細かな放射線モニタリング 等

### ⑤十分な予算の確保と柔軟な執行：福島復興再生総局による即断即決／技術的な専門人材の派遣 等

### ⑥賠償の丁寧かつ迅速な対応：住民の生活再建が一日も早く進むよう、円滑な賠償を実施 等

住民の生活再開にあたって  
取り組むべき3つの重点分野

帰還・定住加速の基礎となる6つの取組

## 今後の流れ

○今後1、2年のうちに住民の帰還のために必要な環境整備を行うべき区域を擁する自治体については、平成25年夏頃を目途に、早期帰還に向けた具体的な筋道を示す工程表を策定し、時間軸を示しながら取組を進める。

## 長期避難者等のための生活拠点の検討に当たって

### 1. 復興計画の策定

各町において、長期避難者対策等を策定  
飯舘村(H24.8),大熊町(H24.9),富岡町(H24.9),  
浪江町(H24.10),葛尾村(H24.12),双葉町(H25.6)

### 2. 住民意向調査の実施

国、県、避難元自治体において、長期避難者に対する支援策の具体化等のため、今後の生活再建に向けた意向等を把握

### 3. 長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会

国、県、受入自治体、避難元自治体において、生活拠点整備のための諸課題等を検討

- ・ 長期避難者等の生活拠点を確保するため、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について検討・調整
- ・ 避難元自治体のニーズに応じて、受入自治体と連携しつつ、復興公営住宅のモデル的整備について検討・調整 他

#### 交付金制度の創設

「コミュニティ復活交付金」

503億円

- ・ 復興公営住宅の整備を中心に、受入自治体の基盤整備等を推進
- ・ コミュニティ維持などの避難者支援のためのソフト対策を一体的に実施

#### 復興公営住宅の整備

原発避難者向けの復興公営住宅を整備

#### 基盤整備等の推進

避難者の増加に対応する道路改良や  
学校施設整備などの実施

#### ソフト対策の実施

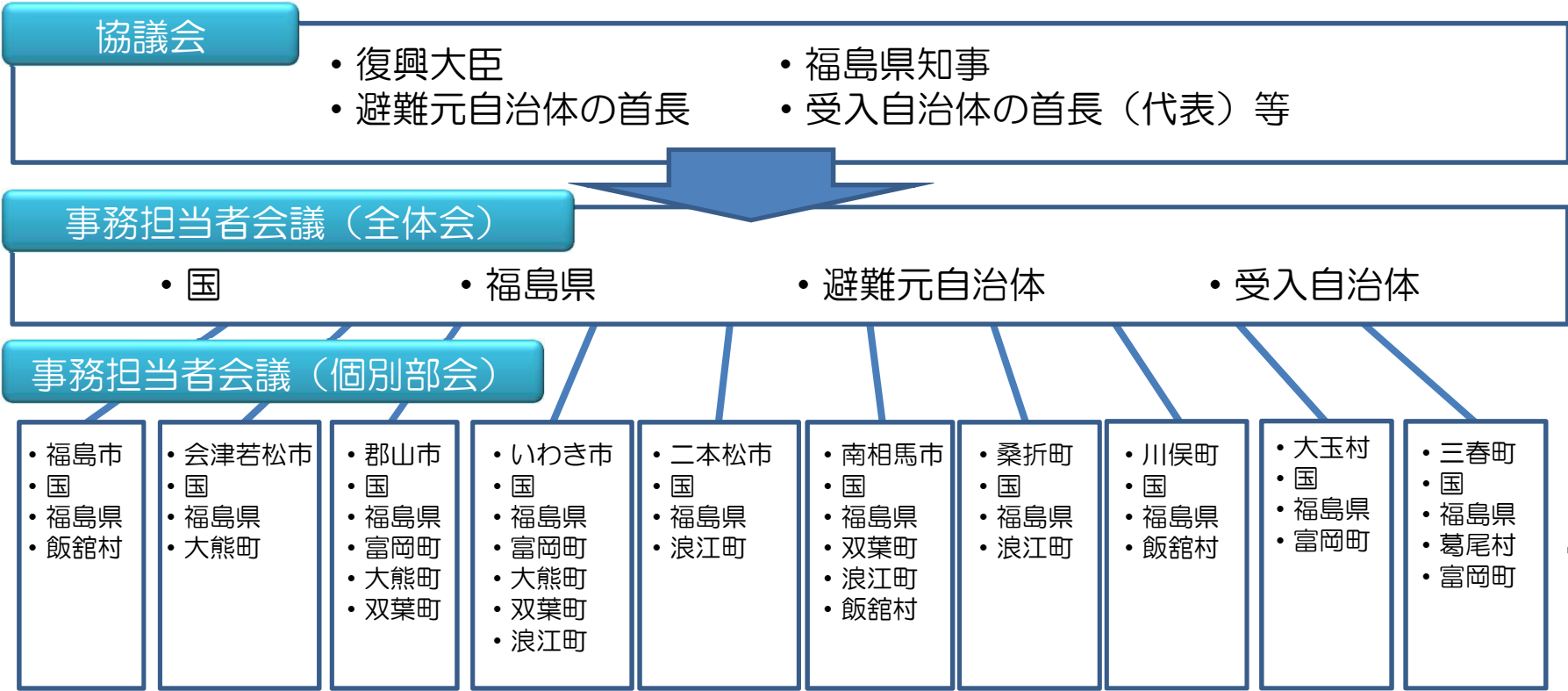
上記と一体でコミュニティ維持や健康管理などのソフト対策を実施

新たな  
生活拠点  
への移転

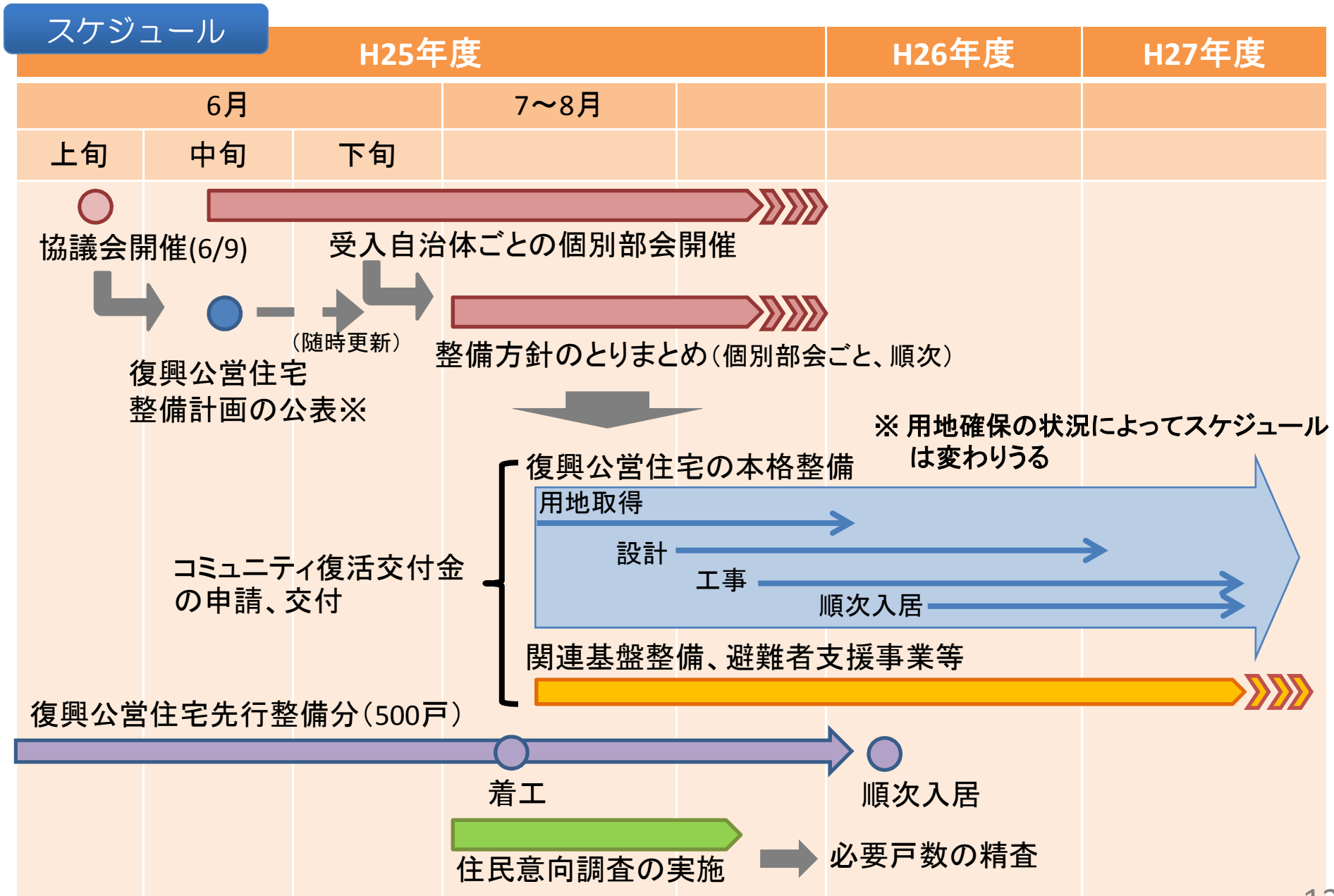
# 長期避難者への生活支援について②

## 長期避難者の生活拠点の検討のための協議会

- ◆ 設置趣旨 避難期間が長期に及ぶ避難者等のための生活拠点の確保、整備等に向けた検討を促進するため、国、福島県、避難指示区域が設定されている、または、かつて設定されていた市町村（避難元自治体）及び避難元自治体からの避難者を受け入れている市町村（受入自治体）からなる協議会を設置する。
- ◆ 協議事項
  - ・長期避難者等の生活拠点を確保するため、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について検討・調整
  - ・避難元自治体のニーズに応じて、受入自治体と連携しつつ、復興公営住宅のモデル的整備について検討・調整 他
- ◆ 構成



# 長期避難者への生活支援について③



※ 住民意向調査を基にした原発避難者向け復興公営住宅の整備箇所、整備戸数に関する全体計画

## 復興公営住宅の整備戸数

平成24年度に実施した住民意向調査の結果を基に、復興公営住宅の概ねの整備戸数を算出。今後の住民意向調査の結果等により、適宜見直しを実施。

整備戸数：全体で概ね**3,700戸**（福島県が先行で整備する第一期分（500戸）を含む）  
整備戸数・箇所：以下の表のとおり

いわき市	南相馬市	郡山市	福島市	会津若松市	三春町・川俣町ほか
1800戸	410戸	390戸	170戸	100戸	830戸

## スケジュール

平成27年度までの入居を目標とする。

## 入居の考え方

- コミュニティ維持のため、市町村単位での入居に配慮
- 親族同士等、複数世帯での入居（グループ入居）に配慮
- 高齢者、障害者、妊婦を含む子育て世帯等に配慮

# 福島県原発避難者向け復興公営住宅の整備状況

## 福島県が整備する復興公営住宅 第1期分（500戸）の整備状況

（H25.4.1時点）

建設市町村	地区名	予定戸数	面積	従前地権者	状況			
					用地取得	設計	工事着手	入居
いわき市	小名浜地区	200戸	20,000㎡	民間	取得済 (H25.3)	着手済	平成25年度早期に順次工事着手予定	平成26年度当初より順次入居予定
	常磐地区	50戸	6,000㎡	県	—	着手済		
郡山市	喜久田地区	50戸	5,200㎡	民間 (区画整理組合)	取得済 (H25.3)	着手済		
	富田地区	40戸	4,700㎡	民間 (区画整理組合)	取得済 (H25.3)	着手済		
	安積町地区	30戸	2,600㎡	県	—	着手済		
	日和田地区	20戸	1,800㎡	民間 (区画整理組合)	取得済 (H25.3)	着手済		
	富久山地区	20戸	2,900㎡	民間 (区画整理組合)	取得済 (H25.3)	着手済		
会津若松市	門田町地区	70戸	5,700㎡	民間	取得済 (H25.2)	着手済		
	古川町地区	20戸	1,900㎡	国 (財務省)	取得済 (H25.3)	着手済		

(平成25年3月15日公表)

## ポイント

- 原子力災害により、健康不安やそれに伴う生活上の負担が生じており、支援を行うことが必要。
- さらに、子どもの元気を復活させる先進的取組を実施することが重要。
- 上記をあわせて以下の施策パッケージをとりまとめ。

### 1 子どもの元気復活 ～子どもの元気を復活させる先進的な取組～

- ・全天候型運動施設等の整備により福島県の子どもの運動機会を確保
- ・福島県及び県外において自然体験活動を実施

### 2 子どもの健康・心のケア

～健康不安に対して、安心を確保する取組～

- ・福島県民を対象とした健康管理調査の実施
- ・福島県での健康管理調査や福島県外の甲状腺検査結果を活用し、福島県内外でリスクコミュニケーションを強化
- ・原発被災者に対する健康管理に係る今後の支援の在り方を検討
- ・子どもの食の安心・安全を確保するため、学校給食等の検査を実施
- ・専門家等の訪問・相談を通じた被災者の心のケア

### 3 子育て・生活環境の改善

～健康不安に伴い生じた生活上の負担への支援～

- ・母子避難者等に対し、新たに高速無料措置
- ・福島県中通り等において公的な賃貸住宅を整備、借上げ仮設住宅を引き続き提供
- ・経済的な理由により就学が困難な子どもへの就学支援
- ・雇用機会の確保、福島県からの避難者に対する帰還就職の支援
- ・被災地の医師・看護師等の確保
- ・生活習慣病対策

### 4 その他 ～支援を行う団体への支援等～

- ・行政では手が届きにくいきめ細やかな支援を行うため、NPO等の民間団体等を通じた支援を実施

○より効果的かつ効率的な施策推進に向け、フォローアップを実施するとともに、専門的知見を活用しつつ、パッケージの拡充に向けて引き続き検討を進める。

(平成25年4月2日公表)

- 復興庁において、平成25年度当初予算を中心に各省庁における取組(予算以外の取組を含む)を取りまとめ。
- 被災地域産の食品・農林水産物等の安全と消費者の信頼を確保するとともに、風評被害等の影響を受けている地域産業における新たな需要創出に向けた支援等を行う。

## 1. 放射性物質の確実な把握と コミュニケーションの強化

### (1) 被災地産品の放射性物質検査の実施

- ・食品中の放射性物質の基準値の設定
- ・被災地産品の放射性物質検査体制整備と検査実施 等

### (2) 空間線量等の環境放射線量の把握と公表

- ・福島県内を中心とした放射線モニタリング体制整備 等

### (3) 正確で分かりやすい情報提供等コミュニケーションの強化

- ・食品中の放射性物質基準値、放射性物質による健康影響等に関する情報提供  
(シンポジウム、ミニ集会の開催、ポスター等の配布) 等

## 2. 風評被害を受けた産業への支援

### (1) 被災地産品の販路拡大、新商品開発等

- ・福島産農産物等のブランド力回復のためのPR事業  
(メディアを活用した広報、全国キャラバン等)
- ・全国的な被災地産品消費拡大に向けた「食べて応援しよう！」キャンペーンの推進  
(一環として全府省庁の食堂、自衛隊用糧食等における被災地産食材積極利用等)
- ・被災地産業(農業、商工業等)による新製品開発等支援
- ・被災地産品等に対する諸外国の輸入規制緩和に向けた働きかけ 等

### (2) 国内外から被災地への誘客促進等

- ・福島県をはじめとする東北地方等への旅行需要喚起のためのPR事業  
(メディアとタイアップした広報、震災語り部・ガイドの育成、復興イベント開催等) 等

国民の健康  
リスク回避

食品等の安全・消費者の信頼の確保

被災地の産業への直接的・間接的(風評)影響の克服

被災地の産業における新たな需要創出